**８　高等学校等の専攻科等廃止届**

|  |
| --- |
| **留意事項・関係書類等・根拠法令等** |

■留意事項

　１　提出期限は、廃止しようとする年の１月末日までであること。

　２　高等学校の専攻科若しくは別科又は特別支援学校の高等部の学科、専攻科若しくは別科の廃止をする場合

■関係書類

　１　廃止の事由及び時期を記載した書類

　２　生徒の処置方法を記載した書類

　３　教職員の処置方法を記載した書類

■根拠法令等

学政令27の２①、学施細14

様式第29号（第14条関係）

年　月　日

　　　岩手県知事　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　学校法人の名称及び

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　主たる事務所の所在地　学校法人の名称及び主たる事務所の所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者　氏名　　　　　印

高等学校等の専攻科等廃止届

　　学校教育法施行令第27条の２第１項の規定により、　　　　高等学校（中等教育学校の後期課程、特別支援学校高等部）の　　　　専攻科（別科、学科）を廃止したいので、関係書類を添えて、届け出ます。

（Ａ４）